

市からの 連絡帳

届け出 証明書コンビニ交付サービス 停止のお知らせ

システムメンテナンス作業に伴い、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスが下記の日程で停止します。ご理解とご協力をお願いします。※停止日程は変更になる場合がありますので、最新の情報は市HPをご覧ください。
時 7月23日(祝)～26日(日)
対 市内外の全店舗
▶ 市民課 田 042-460-9820
保 042-438-4020

福祉 「第十一回特別弔慰金」請求受付中

対 戦没者などの遺族で、4月1日現在「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受け取る方(戦没者などの妻や父母など)のいない場合に、最先順位の方1人
□ 請求期間 令和5年3月31日
▶ 地域共生課 田 042-420-2808

子育て ひとり親家庭の就業支援を行います

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんを対象に就職・転職・資格取得などの支援をします。また、児童扶養手当を受給されている方で自立・就労に意欲のある方には、面接のうえ自立のためのプログラムを策定することができます(生活保護を受給していない方が対象)。相談された方の意向に沿って、継続的にお手伝いします。
□ 面接日時 (月)・(火)・(水)・(金)午前10時～午後4時(8月8日(土)午前9時～11時30分・25日(火)午後5時～7時30分は時間外で就業相談を行います) ※面接は予約優先。詳細はお問い合わせください。
▶ 子育て支援課 田 042-460-9840

乳・子医療証の現況届について

現在(乳)・(子)医療証をお持ちで、更新手続きの必要な対象者へ「現況届」を送付します。必要書類を添付して提出してください。

- 対 ● 市外に住民登録がある ● 在留期間満了が近い ● 過年度未提出[※]
- 場 ● 窓口：子育て支援課(田無第二庁舎2階)
● 回収ポスト：市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)
- 提出期限 8月19日(水)
※申請時の届出事項(加入保険[※])に変更があり、変更届を未提出の方は早めにお手続きをしてください(出張所では受付不可)。
▶ 子育て支援課 田 042-460-9840

暮らし 道路へ張り出した樹木や 雑草の伐採をお願いします

私有地から道路や歩道への倒木、枝の張り出しにより、通行の支障になっている所が見受けられます。これらが原因で、車両や歩行者に事故が発生した際に、当該樹木の所有者の責任を問われる場合があります。樹木の伐採または枝払いをお願いします。特に、強風や大雨の前後は管理の徹底をお願いします。

また、雑草についても、同様に管理をお願いします。
□ 作業時の注意点
電線や電話線のある場所での作業は危険を伴いますので、事前に最寄りの東京電力パワーグリッド(株)またはNTT東日本に連絡してください。作業に当たっては通行車両、自転車および歩行者の安全と作業中の事故に注意してください。
▶ 道路管理課 保 042-438-4055

市政 中央図書館・田無公民館耐震補強等 改修工事基本設計完了に伴う説明会

時 ● 7月31日(金)午後7時～8時
● 8月1日(土)午前10時～11時・午後1時～2時・4時～5時
場 田無公民館

定 各回25人(申込順)
申 7月20日(月)午前10時から電話で下記へ
▶ 田無公民館 田 042-461-1170

募集 保育園調理・用務業務委託事業者

市立なかまち保育園で調理・用務業務を行う事業者を募集・選定します。

咳などの風邪症状や発熱など、体調不良のある方は傍聴をご遠慮ください。また、マスクの着用や手洗いなどにご協力をお願いします。

■ 教育委員会
時 7月21日(火)午後2時
場 田無第二庁舎4階
内・定 行政報告^{ほか}・10人
▶ 教育企画課 田 042-420-2822

審議会など

■ 環境審議会
時 7月22日(水)午後6時
場 田無庁舎3階
内・定 西東京市第2次環境基本計画後期計画・5人
▶ 環境保全課 田 042-438-4042

■ 文化財保護審議会
時 7月27日(月)午前10時～11時30分
場 田無第二庁舎4階
内・定 西東京市の文化財保護・5人
▶ 社会教育課 田 042-420-2832

■ 市立中学校特別支援学級通学区域検討懇談会
時 7月28日(火)午前10時
場 田無第二庁舎4階
内 懇談会の運営、今後の予定^{など}
定 5人
▶ 学務課 田 042-420-2824

□ 選定方法
企画提案競技(プロポーザル方式)
□ 募集要領
7月14日から市HPで公開中
申 7月30日(木)までに、メールで公募申込書を保育課へ提出
※詳細は市HPをご覧ください。
▶ 保育課 田 042-497-4926
✉ hoiku@city.nishitokyo.lg.jp

■ 中小企業等資金融資検討委員会
時 7月28日(火)午後6時30分
場 田無第二庁舎3階
内 今後の融資制度のあり方^{ほか}
定 5人
▶ 産業振興課 田 042-420-2819

■ 使用料等審議会
時 7月29日(水)午後2時
場 田無庁舎4階
内 使用料・手数料等の適正化
定 5人
▶ 企画政策課 田 042-460-9800

■ 地域自立支援協議会計画策定部会
時 7月29日(水)午後6時30分
場 田無第二庁舎4階
内 障害福祉計画・障害児福祉計画策定^{など}
定 5人
▶ 障害福祉課 田 042-420-2804

■ 社会教育委員の会議
時 7月31日(金)午後2時
場 田無第二庁舎3階
内 地域学校協働活動
定 5人
▶ 社会教育課 田 042-420-2831

「作ろう!使おう!マイナンバーカード!便利でお得なコンビニ交付サービスをご利用ください」のチラシの誤りについて

7月1日号と同時に配布した上記チラシにおいて、「マイナンバー総合フリーダイヤル」の電話番号に誤りがありました。お詫びして訂正します。正しくは、次のとおりです。
【正】0120-95-0178
▶ 市民課 田 042-460-9820

国民健康保険「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

認定証の有効期限は7月31日(金)です。既にお持ちの方も申請が必要です。
場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)
持 ● 来庁者の本人確認ができるもの
● 認定証を作る方の保険証

● 認め印
● マイナンバー確認書類
□ 認定証とは
所得や年齢に応じて、1カ月間に医療機関へ支払う医療費の自己負担限度額が決まっています。国保加入者が上記

認定証を医療機関に提示すると、1医療機関の1カ月間の会計を所定の限度額に抑えられます。支払った医療費が限度額を超えた方には、高額療養費の申請書を後日送付します。

□ 70～74歳の方は
所得区分によっては、高齢受給者証が認定証の役割を兼ねている方もいます。認定証の申請が必要かどうかについては、下記までお問い合わせください。
▶ 保険年金課 田 042-460-9821

後期高齢者医療保険「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

認定証の有効期限は7月31日(金)です。現在、認定証をお持ちで、8月1日(土)から下記に該当する方には、更新した認定証を7月下旬に郵送します。
□ 限度額適用認定証の対象の方
被保険者証の一部負担金の割合が3割負担で、後期高齢者医療制度に加入している同じ世帯の最も高い住民税課税所得者が次のいずれかに該当する方

- ① 現役並み所得Ⅰ…課税所得145万円以上380万円未満の世帯の方
- ② 現役並み所得Ⅱ…課税所得380万円以上690万円未満の世帯の方
- 限度額適用・標準負担額減額認定証の対象の方
被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で次のいずれかに該当する方
- ③ 区分Ⅰ…住民税非課税世帯であり、

世帯員全員が年金収入80万円以下(そのほかの所得がない)、または老齢福祉年金を受給している方
④ 区分Ⅱ…住民税非課税世帯であり、③に該当しない方
※認定証を持っておらず、①～④に該当する方は要申請(認定証を入院・外来時に提示することで医療機関の保険適用負担額が限度額までとなり、③・

④に関しては食事代も減額されず)
問 制度について…東京いきいきネットHPまたは東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター 田 0570-086-519 (PHS・IP電話^{から} 田 03-3222-4496)
※平日午前9時～午後5時
▶ 保険年金課 田 042-460-9823